資料２

湖南市の茶釜川で指針値を超える「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」が検出されたことの対応報告

環境政策課・琵琶湖保全再生課

令和８年６月 24 日に県が実施した、湖南市の茶釜川および茶釜川下流に位置する祖父川、日野川の計４地点での水質調査の結果、茶釜川の調査地点において、「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」の値が、国の定める指針値※1（50ng/L※2）を超えて検出されました。本県において、県、市・町および国による調査の結果、指針値を超過した事例は、今回が初めてです。

これを受けて、県では、汚染範囲の把握や原因の特定に向けて、超過した地点の上下流の河川の水質調査を実施するとととともに、周辺に位置する工場等に対して、ＰＦＯＳとＰＦＯＡの使用履歴等についての調査を行いましたので、これまでの対応について報告します。

※１）指針値とは、環境省が「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等」のうち、「要監視項目」として、公共用水域等の監視強化の観点から、目安となる値として定めたもの。

※２）50ng/L とは、国が「PFOS 及び PFOA」が含まれた水を体重 50kg の人が一生涯にわたって、毎日 2L 飲用しても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられるレベルとして設定した値。

１　河川の水質調査結果等

（１）調査の背景

本調査は、令和８年６月 15 日に資料提供された、地域住民等による「竜王町と湖南市の河川水ＰＦＡＳ調査結果」を踏まえ、県が当該河川の状況を把握するために実施しました。

（２）県による水質調査結果

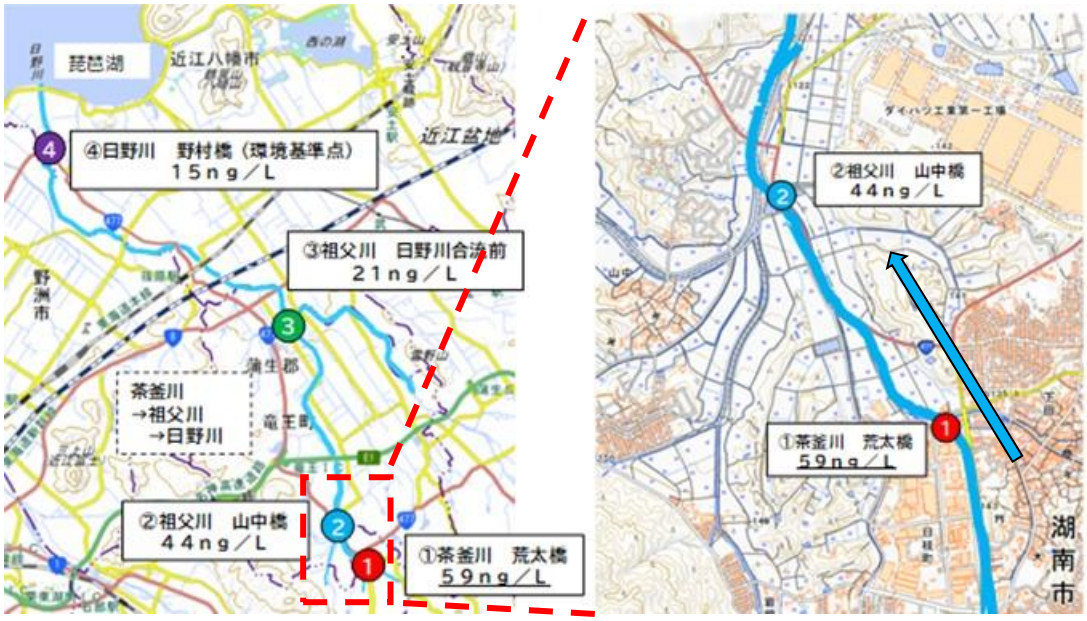
調査実施日：令和８年６月 24 日

調査地点	PFOS 及び PFOA（ng/L）
①茶釜川　荒太橋	59
②祖父川　山中橋	44
③祖父川　日野川合流前	21
④日野川　野村橋（環境基準点※）	15

上流 ↓ 下流

※これまでの県による調査結果：11～15ng/Ｌ（令和３年～４年）

調査地点：（地理院タイルを加工して作成）



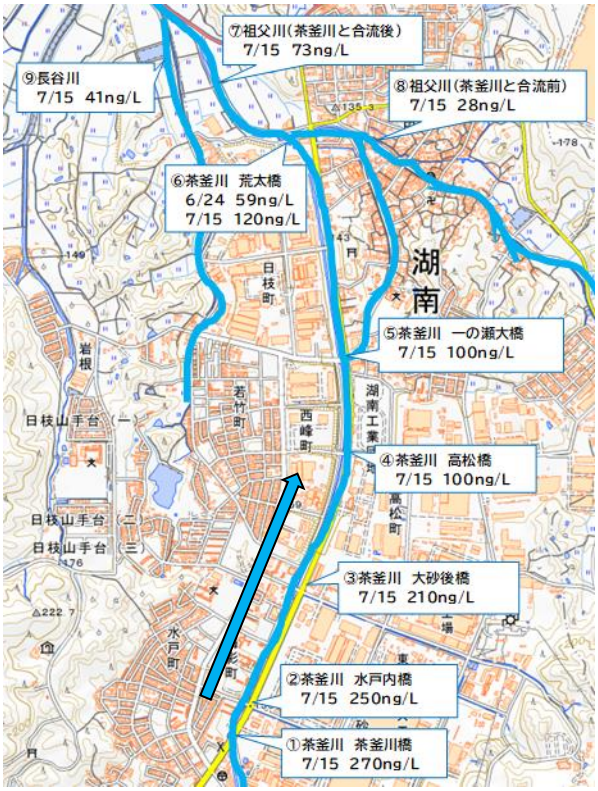
調査実施日：令和８年７月 15 日

調査地点	PFOS 及び PFOA (ng/L)
①茶釜川　茶釜川橋	270
②茶釜川　水戸内橋	250
③茶釜川　大砂後橋	210
④茶釜川　高松橋	100
⑤茶釜川　一の瀬大橋	100
⑥茶釜川　荒太橋	120 (6/24_59ng/L)
⑦祖父川（茶釜川合流後）	73
⑧祖父川（茶釜川合流前）	28
⑨長谷川（祖父川合流前）	41

・９地点の調査結果のうち、最上流の茶釜川橋において、最も高い値が検出されました

・茶釜川橋の下流では、数値がやや低下していますが、指針値を超えて検出されました。

調査地点：（地理院タイルを加工して作成）



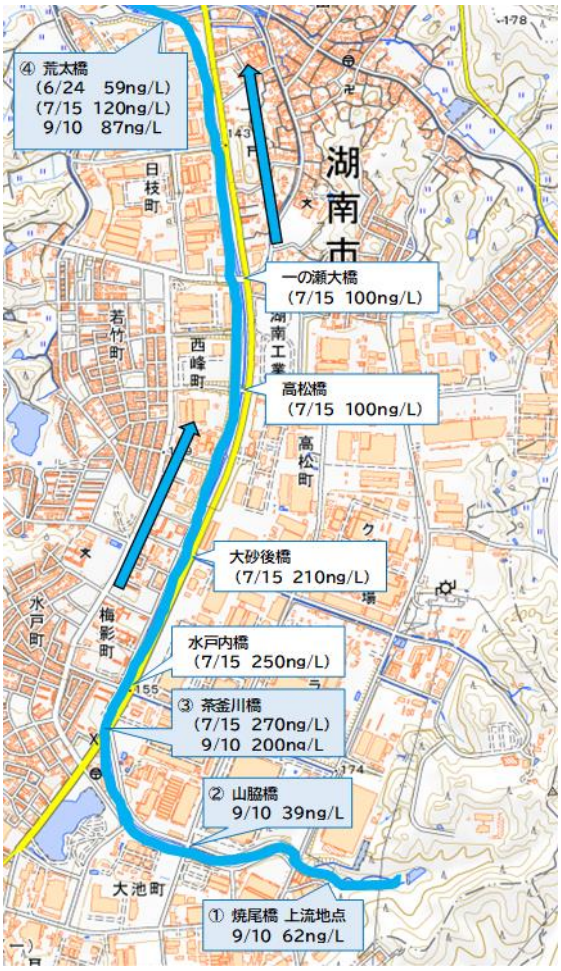
調査実施日：令和８年９月 10 日

調査地点	PFOS 及び PFOA (ng/L)
①焼尾橋 上流地点	62
②山脇橋	39
③茶釜川橋	200 (7/15 270ng/L)
④荒太橋	87 (6/24 59ng/L) (7/15 120ng/L)

・調査を実施した４地点のうち、３地点で指針値を超えた検出があり、茶釜川橋において、最も高い値が検出されました。なお、茶釜川橋より上流の山脇橋では、指針値を下回っていました。

・茶釜川の最上流部（焼尾橋の上流地点）において、指針値を超えて検出されました。

調査地点：（地理院タイルを加工して作成）



（3）周辺住民の健康影響等について

茶釜川周辺地域の上水道は、琵琶湖を水源としており、茶釜川および下流の祖父川・日野川から取水していません。また、水道水の「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」の値は水道水質基準（50ng/L）を下回っています。

茶釜川荒太橋付近の河川水は、近隣の農地で水稲や野菜の栽培に利用されていますが、健康上の問題はありません。※

※　農林水産省が河川水から指針値を大幅に超えた「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」が検出された地域（他都道府県）で生産された水稲や野菜の含有量を調査した結果、定量下限値未満であり、健康への懸念が生じる水準ではないとの見解が示されています。

2　茶釜川周辺の工場・事業場への調査の対応状況

（1）アンケートおよびヒアリング調査の結果

令和８年７月２日から８月７日までの間に、茶釜川周辺の工場・事業場（61 社）に対してＰＦＯＳやＰＦＯＡ（以下「ＰＦＯＳ等」という）の使用履歴等に関するアンケート調査を実施し、57 社から回答を得ています。

また、９月から、アンケート調査の結果等を踏まえて、より詳細な状況を把握するために茶釜川周辺の工場・事業場に立ち入りし、ヒアリングおよび敷地内の確認を実施しています。
【10 月末までに 53 社に対して調査を実施】

これらの結果、ＰＦＯＳ等の多量の使用履歴やＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤の使用・漏えいの履歴はありません。

なお、ヒアリングを行ったすべての工場・事業場に対し、ＰＦＯＳ等に関する注意啓発を行い、自主管理の更なる徹底を指導するとともに、ＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤の保管がある工場・事業場に対しては代替検討の要請をしています。

表　アンケートおよびヒアリングにより把握したＰＦＯＳ等の使用履歴等に関する情報

	履歴有りの事業場数	ヒアリング内容等
ＰＦＯＳ等の製造・使用（製造工程）履歴	１事業場	同事業場における過去のＰＦＯＳ等の取扱量は 1g/年未満 また、廃液が生じない工程での使用であり、環境中への排出なし
ＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤の保管履歴	６事業場	すべての事業場で、使用や漏えいの履歴はない

（2）事業者における自主的な対応

上記（１）の県による調査を踏まえて、工場・事業場の排出水を自主的に測定された事業者から、県が公表した茶釜川での水質調査結果の値を超えて「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」が検出（※）されたとの報告がありました。

当該事業者では、これまでにＰＦＯＳ等の製造・使用やＰＦＯＳ等含有泡消火薬剤の保有の履歴がなく、現時点で排出水における検出の原因は不明です。

現在、当該事業者は、自主的に排出水中の「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」の濃度低減のための応急対策を行っています。また、同者は排出水における恒久的な対策の検討のため、排水中にＰＦＯＳ等が含まれる原因の究明を進めています。

※　工場・事業場から河川へ排出する水に対して、法令に基づく「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」の規制や基準値は定められていません。

３　今後の県の対応

排出水において「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」が検出された事業者における自主的な対応に関して、必要な指導または助言を行います。

茶釜川における「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」の検出のその他の汚染原因の有無の把握のため、茶釜川周辺の工場・事業場への調査および注意啓発・自主管理の徹底の指導について、引き続き実施します。

焼尾橋の上流地点において指針値を超える値が検出されたことから、同地点よりも上流の事業場等を管理している湖南市とともに原因特定に向けた調査を行います。

茶釜川での「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」の検出状況等を今後も確認するため、茶釜川およびその下流において定期的な水質調査の実施を検討します。

今後の調査結果等は、県ＨＰ「有機フッ素化合物（ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡ等）について」において随時、掲載します。

https://www.pref.shiga.lg.jp/de00/2832.html

【参考】

ＰＦＯＳ（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、ＰＦＯＡ（ペルフルオロオクタン酸）について

○　有機フッ素化合物の一種であり、現在は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、製造・輸入等が原則禁止されています。
（ＰＦＯＳは平成２２年（2010 年）から、ＰＦＯＡは令和３年（2021 年）から原則禁止）

○　過去の主な用途
ＰＦＯＳ：半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤など
ＰＦＯＡ：フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など

○　「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」の基準等
国は令和２年５月 28 日、「ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ」を、人の健康の保護に関する要監視項目※1に位置付け、公共用水域における指針値を１リットルあたり 50 ナノグラム（ＰＦＯＳとＰＦＯＡの合算値）以下に定めました。
水質汚濁防止法では、指定物質※2に指定されていますが、排水基準は設定されていません。

※１　人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質

※２　水質事故等の発生時に直ちに流出防止等の応急の措置を講じるとともに、その事故の状況を県知事等に届出することが義務付けられている物質